参考資料１

防災基本計画修正

新 旧 対 照 表 （案）

令和８年 11 月

防災基本計画修正　新旧対照表（案）

目次

修正前	修正後
第１編　総則	第１編　総則
（略）	（略）
第２章　防災の基本理念及び施策の概要	第２章　防災の基本理念
（略）	（略）
（新設）	第４章　防災に関する国家戦略
（新設）	第５章　防災の基本施策の概要
第４章　防災計画の効果的推進等	第６章　防災計画の効果的推進等
第５章　防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項	第７章　防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項
第２編　各災害に共通する対策編	第２編　各災害に共通する対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
（新設）	第３節　防災人材の育成
第３節　国民の防災活動の促進	第４節　国民の防災活動の促進
第４節　災害及び防災に関する研究及び観測等の推進	第５節　災害及び防災に関する研究及び観測等の推進
第５節　事故災害における再発防止対策の実施	第６節　事故災害における再発防止対策の実施
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
（略）	（略）
第３編　地震災害対策編	第３編　地震災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興

目次

修正前	修正後
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
（略）	（略）
第４編　津波災害対策編	第４編　津波災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
（略）	（略）
第５編　風水害対策編	第５編　風水害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
（略）	（略）
第６編　火山災害対策編	第６編　火山災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
（略）	（略）
第７編　雪害対策編	第７編　雪害対策編

目次

修正前	修正後
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
（略）	（略）
第 14 編　大規模な火事災害対策編	第 14 編　大規模な火事災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
（略）	（略）
（略）	（略）

修正前	修正後
第１編　総則 第１章　本計画の目的と構成 （略） ○災害対策基本法（以下「法」という。）に基づくこの計画は、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成２３年３月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。 ○本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編において各災害に共通する事項を示し、以降、個別の災害に対する対策について、第３編を地震災害対策編、第４編を津波災害対策編、第５編を風水害対策編、第６編を火山災害対策編、第７編を雪害対策編、第８編を海上災害対策編、第９編を航空災害対策編、第 10 編を鉄道災害対策編、第 11 編を道路災害対策編、第 12 編を原子力災害対策編、第 13 編を危険物等災害対策編、第 14 編を大規模な火事災害対策編、第 15 編を林野火災対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。 （略） 第２章　防災の基本理念及び施策の概要 （略）	第１編　総則 第１章　本計画の目的と構成 （略） ○災害対策基本法（以下「法」という。）に基づくこの計画は、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成２３年３月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国の防災の国家戦略を示し、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。 ○本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、防災の基本理念や国家戦略などを記述する第１編の総則に続いて、第２編において各災害に共通する事項を示し、以降、個別の災害に対する対策について、第３編を地震災害対策編、第４編を津波災害対策編、第５編を風水害対策編、第６編を火山災害対策編、第７編を雪害対策編、第８編を海上災害対策編、第９編を航空災害対策編、第 10 編を鉄道災害対策編、第 11 編を道路災害対策編、第 12 編を原子力災害対策編、第 13 編を危険物等災害対策編、第 14 編を大規模な火事災害対策編、第 15 編を林野火災対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。 （略） 第２章　防災の基本理念 （略）

修正前	修正後
○防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下のとおりである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源に充てるため、地方公共団体は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。	○防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、復旧復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながるものであり、各段階における基本理念は以下のとおりである。
(1)　周到かつ十分な災害予防	(1)　周到かつ十分な災害予防
○災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。	○災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。
（略）	（略）
・最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。	・最新の科学的知見を総動員して、起こり得る災害及びその災害が国民の安全、生活や経済にもたらす影響をシミュレーションし、これに基づき災害リスク評価を行うとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえることで、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
（略）	（略）
(2)　迅速かつ円滑な災害応急対策	(2)　迅速かつ円滑な災害応急対策
○災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。	○災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
（略）	（略）
・被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。	・被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
（新設）	・災害関連死を防止するとともに、被災者の健康と尊厳を守るため、すべての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるよう、十分な被災者支援体制を実現する。
(3)　適切かつ速やかな災害復旧・復興	(3)　適切かつ速やかな復旧復興

修正前	修正後
○災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。	○復旧復興段階における基本理念は以下のとおりである。
（略）	（略）
第３章　防災をめぐる社会構造の変化と対応	第３章　防災をめぐる社会構造の変化と対応
○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。	○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。
・国土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策、一極集中の是正等を講ずる必要がある。一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、著しい高齢化の進行、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。	・国土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策、一極集中の是正等を講ずる必要がある。一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等をはじめ地方部を中心に、著しい高齢化の進行、集落の衰退、地域コミュニティの弱体化、行政職員の不足、地域経済力の低下、医療・看護、福祉・保健、交通・流通等の社会基盤サービスの縮小等がみられ、これらへの対応として、福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。
・高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。	・高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加が見られ、発災時においては、高齢化を背景に、災害関連死が増加する状況にある。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	・高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラ・ライフラインの老朽化は、災害に対する脆弱性を高めることから、既に災害耐力の低下が顕在化しつつある老朽インフラの修繕・更新を強力に推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る必要がある。
（新設）	・複合災害など災害形態の複雑化やインフラ・ライフラインの相互依存の拡大等により、複数の施設管理者など関係者が多様化していることから、分野や所管を超えた横断的な防災対策を推進する必要がある。
（略）	（略）
・効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。	・効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化のほか、人工衛星、無人航空機等の先端技術の活用を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
（略）	（略）
○また、平成 27 年３月に仙台で開催された第３回国連防災世界会議において「仙台防災枠組 2015-2030」が採択された。同枠組では、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、③強靭化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興過程における「よりよい復興（Build Back Better）」の４つの優先行動を実施すべきことや、同枠組の成果として災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。同枠組に基づき、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して、防災対策を推進することが必要である。	○また、平成 27 年３月に仙台で開催された第３回国連防災世界会議において「仙台防災枠組 2015-2030」が採択された。同枠組では、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、③強靭化のための災害リスク削減への投資、④復旧復興過程における「よりよい復興（Build Back Better）」の４つの優先行動を実施すべきことや、同枠組の成果として災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。同枠組に基づき、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して、防災対策を推進することが必要である。
（新設）	第４章　防災に関する国家戦略 （我が国全体の防災政策を牽引する国家戦略）

修正前	修正後
	本章は、「防災立国の推進に向けた基本方針」（令和７年１２月２６日閣議決定）を踏まえ、防災に関する中長期的かつ総合的な基本政策の考え方を「国家戦略」として示すものである。防災基本計画は防災に関する総合的かつ長期的な計画であるが、これまでなかった防災に関する「国家戦略」を新たに位置づけることによって、地方公共団体、指定行政機関及び指定公共機関をはじめとする防災に関わる各主体に対して「国家戦略」を浸透させ、我が国全体の防災政策を牽引する。 （国家戦略の基本的な考え方）

修正前	修正後
	我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火のように、この 100 年で我が国が経験した災害とは次元の異なる、超広域かつ複数の都市・地域社会が同時多発的に被災する国難級の大規模災害の発生が差し迫っている。このような危機が差し迫る中で、我が国の防災に関する「国家戦略」として目指すべきは、皆で危機を乗り越え、安心して暮らせる社会、そして、防災により新たな価値を生み出す未来を創る「皆で共に創る世界一の防災大国」の実現である。この「国家戦略」の基本的な考え方は、以下のとおりである。 国家戦略の第一に掲げるべき基本的な考え方は、このような国難級の大規模災害に対して、国家の責務として、国が前面に立って、国民の生命を守り抜き、社会・経済機能を維持することである。 そして、国難級の大規模災害に対して、被害を劇的に軽減し、社会・経済機能を維持するためには、あらゆる方策を平時から考え抜き、人を育て、新たな技術を開発・活用し、それを実践することで、社会全体で立ち向かうことが求められる。そのためには、防災が、社会全体のあらゆる分野に組み込まれ日常となっている、防災を基軸とした社会に我が国を変えていかなければならない。これが、国家戦略が掲げるべきもう一つの基本的な考え方である。 国家戦略に掲げる「皆で共に創る世界一の防災大国」を実現するためには、防災庁が我が国の防災のあり方を変え、事前防災の取組を徹底していかなければならない。 以下、この基本的な考え方の下で、より具体的に国家戦略の内容を示す。 （国難級の大規模災害に立ち向かう）

修正前	修正後
	今後我が国が直面する国難級の大規模災害に対しては、従来の防災対策の延長線上での対応では、到底、太刀打ちすることができない。従来の制度や前提にとらわれず、過去に経験した災害の教訓を十分に活かしつつも、社会に内在する構造的・制度的な脆弱性により被害が劇的に拡大する事態を想定し、将来発生し得る災害への対策を先取りして万全の備えを行う防災行政に転換することが必要となる。そのような考え方の下、想定される人的被害・物的被害の大幅な軽減に向けて、事前防災を徹底していく。その際、防災対策は、地域の実情に精通し、住民に近い立場にある市町村が主体となるが、国難級の大規模災害に対しては、事前防災から災害発生時・復旧復興期のそれぞれの段階で、国・都道府県が市町村を全面的に支える仕組みへ抜本的に見直すことも必要である。 （防災を基軸とした社会に変える） 我が国においては、国難級の大規模災害の発生が懸念されるだけでなく、たびたび発生する地震・津波・火山等による災害、さらには、気候変動の影響等により激甚化・頻発化している水害など、局地的な災害も数多く発生している。このようなあらゆる災害に対して、国民の生命を守り、財産を守るためには、防災があらゆる分野に組み込まれ日常となっている、防災を基軸とした社会に我が国を変えていかなければならない。 このため、この先の 10 年程度[1]を見据え、我が国が目指すべき防災を基軸とした社会の具体的な姿を以下に示す。 ①災害の発生を前提とした安全・安心な暮らしを実現する社会 平時からの災害への備えについては、これまで、防災教育や訓練、広報施策等による普及啓発に加え、法制度の整備や各種防災対策の推進により、国民の防災意識の向上や防災力の強化に一定の成果を上げてきた。これらの取組が引き続き進められるとともに、日常生活の中で自然に防災行動を促す環境設計、官民連携による防災への参加機会の拡大を通じて、防災を日常の社会経済活動の中に組み込み、災害の発生を前提とした安全・安心な暮らしを実現する社会。

1

修正前	修正後
	②社会全体で事業継続体制が構築され、産官学民が結集した災害対応・被災者支援体制が構築されている社会 国や地方公共団体、民間企業を含む社会全体としての事業継続体制の構築が定着し、大規模災害発生時においても、致命的な障害を受けずに社会・経済の機能を維持することが可能となる社会。 その上で、民間企業等がそのリソースやプロフェッショナルの力を最大限に活かし被災者支援活動に参画するなど、産官学民のあらゆる関係者の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制が構築されている社会。 ③インフラ等の強靱化により、災害に強い国づくり、まちづくりが実現されている社会 平時から、インフラ・ライフライン等の強靱化をはじめとする被害防止・軽減対策が進められ未然に被害が予防されている、また、国土構造として、災害時のリダンダンシーが確保され、災害リスクの低い安全な場所で住み暮らすことが基本となっている、このような災害に強い国づくり、まちづくりが実現されている社会。 ④「自らの命は自らが守る」という意識が浸透し、住民が主体的に行動できるようになっている社会 ハザードマップの周知や適切な避難情報の発令等がなされることにより、災害発生時には、住民が「自らの命は自らが守る」という意識の下、自らの判断で主体的かつ適切な避難行動をとることができるようになっている社会。 そうした中でも自ら行動が難しい人に対して、地域の共助による避難支援の体制が確保されている社会。 ⑤早期復旧とより良い復興のための事前準備が講じられている社会 発災後の早期復旧とより良い復興を成し遂げるための事前の準備が講じられている社会。 ⑥防災のあらゆる分野で最先端技術が実装され、防災産業が発展し、経済成長を後押ししている社会

修正前	修正後
	産官学民連携による防災技術の研究開発・社会実装等を推進するとともに、防災技術の実用化及び事業化を図り、防災産業の発展へとつなげ、あらゆる分野に応用することにより、国民生活の質の向上や経済成長を後押ししている社会。 ⑦国際防災協力の推進により、防災を通じて、我が国の国際社会の地位向上が図られている社会 先端科学技術により開発した防災技術や知見、災害の経験・課題・教訓について、世界各地で多発する災害の予防や災害対応、復旧復興に活かすとともに、防災産業で培われた高度な技術や知見・ノウハウの海外展開を図ることにより、我が国の経済成長にも資する国際防災協力を推進し、防災を通じて、我が国の国際社会の地位向上が図られている社会。 （防災庁が我が国の防災のあり方を変える） 上記で示した国家戦略を実現するため、防災庁が我が国の防災のあり方を変え、事前防災の取組を徹底していく。特に、防災庁は、新たに付与された勧告権も背景として、その司令塔機能を発揮し、平時から、「未然の被害防止・軽減対策（予防力強化）」、「発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応のための事前準備（災害対応力強化）」という事前防災の両方の取組について、強力に推進する。これらの事前防災を分野横断的に進めるため、防災庁が中核となり、当面、以下の事項に重点を置いて取り組むものとする。 （防災庁が中核となり取り組む重点事項） 〇国民の行動変容の促進～防災を日常に～ 国民一人一人が災害を我が事として捉え、発災時の適切な行動によって自らの命を自ら守り抜くことができるよう、防災に関する国民の行動変容を促す。さらに、多様な主体が連携し、個人の防災意識に過度に依存することなく災害の発生を前提とした行動や備えが日常生活の中に自然に組み込まれたライフスタイルが可能となる環境を構築し、その取組を促す。 〇科学的シミュレーションに基づく防災・減災対策の高度化

修正前	修正後
	被害想定の高度化に加え、国、地域のそれぞれのレベルにおいて、具体的かつ分野横断的な科学的シミュレーションに基づいた災害リスクの評価を行い、大規模災害に対する社会や地域における弱部を明らかにし、関係機関が連携して重点的に対応策を検討することで、より実効性のある防災対策を講じる。 ○将来の災害に備えた制度整備や技術開発の促進 災害により顕在化した課題や教訓を整理・集約・蓄積し、より安全な地域への居住誘導も含めたハード・ソフトの両面から、次の災害への対策や中長期的な将来への備えにつながる制度整備や技術開発を促進する。また、顕在化した課題のうち対応方針が整理されたものについては他地域に展開し、同様の被害が生じないよう事前防災を推進する。 ○国、都道府県、市町村間の連携強化 災害規模や被災自治体の対応力に応じ、発災時に的確な災害対応が行われるよう、国、都道府県、市町村間の役割分担を明確化し、それぞれの災害対応力を強化するとともに、連携体制を強化する。特に、都道府県による市町村への支援体制の強化や、国が中心となった都道府県をまたぐ広域的な応援体制の構築、そのための受援体制の整備を推進する。 ○社会全体での事業継続体制・官民連携体制の構築 国や地方公共団体、民間企業を含む社会全体としての事業継続体制の構築や産業間の分野横断的な事業継続を可能とするための取組を推進するほか、官民連携による災害対応の実現に向けて、地方公共団体と民間企業との協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組を推進する。 ○あらゆる関係者の総力を結集した被災者支援体制の構築 関係省庁や都道府県、民間企業、ＮＰＯ・ＮＧＯ、ボランティアが一体となり、災害対応に当たる市町村と連携し、避難所における良好な生活環境の確保をはじめとする被災者の支援体制を構築する。 ○防災人材の戦略的育成

修正前	修正後
第２章　防災の基本理念及び施策の概要 ○防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下のとおりである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源に充てるため、地方公共団体は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。	防災に関する幅広い経験や専門知識を有し、多様な関係者間のコーディネート力を有する防災庁職員をはじめ、地方公共団体職員や民間人材など体系的な防災人材の育成システムの充実・強化を図る。 ○事前復興の理念の実現 将来に向けたより良い復興の実現を目指し、国、地域のそれぞれのレベルにおいて、事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針の作成に向けた検討を進める。 ○最先端技術の社会実装による防災産業の発展 常に技術の最先端を見据え、平時からデジタル技術の活用等による事前準備や、その継続的な改善を行うこと。そのためにも、産官学民連携により、防災技術の研究開発・社会実装等を推進し、防災技術や知見等の実用化・事業化による防災産業の発展にもつなげる。 ○国際防災協力の先導、防災技術の海外展開 防災に係る国際会議等の機会を通じて、国際防災の枠組みづくりをリードするとともに、我が国の防災技術、知見・ノウハウの海外展開に向けた取組等を行うなど、我が国の経済成長にも資する国際防災協力を推進する。 １　令和８年 11 月２日の防災庁設置から 10 年程度を指す。 第５章　防災の基本施策の概要 ○第２章の基本理念にのっとり、また、前章の国家戦略を踏まえ、災害予防、災害応急対策、復旧復興の３段階において実施すべき施策の概要は以下のとおりである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源に充てるため、地方公共団体は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。

修正前	修正後
（新設）	○災害予防段階においては、「未然の被害防止・軽減対策（予防力強化）」、「発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応のための事前準備（災害対応力強化）」を両輪とする事前防災に取り組むものとする。
○災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。	○災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。
（新設）	・被害想定の高度化に加え、具体的かつ分野横断的なシミュレーションに基づく災害リスク評価を通じて必要な施策を把握するとともに、定期的な施策のフォローアップや施策の効果等のモニタリング、それらの計画へのフィードバック、災害事例を踏まえた新たな課題に対する施策の検討など、施策の不断の見直し及び改善について、防災大臣の有する勧告権も背景に関係省庁一体となってハード・ソフト一体となった総合的な事前防災対策を推進する。
（略）	（略）
（新設）	・平時の事前防災を推進するとともに、発災時には災害の規模、復旧復興の進捗など状況の変化に的確に対応していくため、防災に関する幅広い経験・知識に基づき、大局的な観点から防災全体を捉え、多様な関係者間の高度なコーディネート力を有する防災人材等を育成すべく、防災庁職員に加え、地方公共団体職員や民間人材も対象とした研修等を行い、体系的な防災人材育成を推進する。
（略）	（略）
・災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに、復興事前準備を講ずることとする。	・災害時の災害応急対策、その後の復旧復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに、復興事前準備を講ずることとする。

修正前	修正後
（新設）	・防災技術の活用を促進するため、防災対策推進のための技術のニーズ・シーズを把握し、各府省庁等や民間企業、大学等の研究機関等の各実施主体による防災技術の研究開発状況の把握と促進、分野横断的な防災技術の研究開発に係る関係機関間のコーディネート等を通じて、産官学民連携による防災技術の研究開発・社会実装等を推進する。また、技術開発から商品化、実装・需要創出、更なる技術開発につながる好循環を創出し、防災産業を振興するとともに、官民一体で海外展開を図る。
（新設）	・我が国の経済成長にも資する国際防災協力を推進するため、防災に係る国際会議等の機会を通じて、国際防災の枠組みづくりをリードするとともに、我が国の防災技術、知見・ノウハウの海外展開に向けた取組等を行うこととする。
○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。	○災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
（略）	（略）
・被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。	・被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。その際、被災者の良好な生活環境が確保されるよう、必要な支援を行う。
（略）	（略）
・避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。	・避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な保健衛生活動や、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のために福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の衛生状態の保持のための活動を行う。 ・防疫活動を行うとともに、迅速な遺体対策を行う。
（略）	（略）
○災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。	○復旧復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
・被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。	・被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

修正前	修正後
（略）	（略）
（新設）	○こうした施策は、国、地方公共団体、民間企業、業界団体、大学・研究機関、地域、そして国民一人一人を含む多様な主体が、総力を挙げて取り組んでいかなければならず、また自主的に支援・復興に取り組むＮＰＯ・ＮＧＯやボランティアが十分にその力を発揮できる環境を整えなければならない。令和８年11月に設置された防災庁は、各主体の取組の抜けや漏れをなくし、我が国全体の防災政策を力強く牽引するものとする。
第４章　防災計画の効果的推進等	第６章　防災計画の効果的推進等
第２節　国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等	第２節　国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

修正前	修正後
○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき、令和７年度に策定した第１次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 11 条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、 ①　人命の保護が最大限図られる ②　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④　迅速な復旧・復興 を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 （略） 第５章　防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 （略） （新設）	○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき、令和７年度に策定した第１次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 11 条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、 ①　人命の保護が最大限図られる ②　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④　迅速な復旧復興 を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 （略） 第７章　防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 （略） ○さらに、防災業務計画及び地域防災計画の実効性を高めるため、被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定性的な分析にとどまらず、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析等を行った上で、必要な対策を講じるものとする。

修正前	修正後
第２編　各災害に共通する対策編	第２編　各災害に共通する対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　災害に強い国づくり、まちづくり	第１節　災害に強い国づくり、まちづくり
（略）	（略）
（新設）	○国及び地方公共団体は、シミュレーションに基づく災害リスク評価によって社会・地域の弱部を明らかにするとともに、必要な対策の企画・立案を行うものとする。
（略）	（略）
２　災害に強いまちづくり	２　災害に強いまちづくり
(1)　災害に強いまちの形成	(1)　災害に強いまちの形成
（略）	（略）
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省等〕及び地方公共団体は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。	○国〔防災庁、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省等〕及び地方公共団体は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔国土交通省、内閣府〕及び地方公共団体は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。	○国〔国土交通省、防災庁〕及び地方公共団体は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　災害応急対策等への備え	(4)　災害応急対策等への備え
○国、公共機関及び地方公共団体は、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第６節参照）を平時から十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。	○国、公共機関及び地方公共団体は、災害時の災害応急対策、復旧復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第７節参照）を平時から十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔内閣官房、内閣府、消防庁等〕は、都道府県や関係省庁の幹部職員を対象とした合同研修や、災害に慣れていない地方公共団体への支援として危機管理・防災責任者を対象とした研修を実施する。また、都道府県及び関係省庁と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進するとともに、公開用ｅラーニングの開発等を行い、国及び地方公共団体の初動対応等の災害対応能力の向上に努めるものとする。	○国〔内閣官房、防災庁、消防庁等〕は、都道府県や関係省庁の幹部職員を対象とした合同研修や、災害に慣れていない地方公共団体への支援として危機管理・防災責任者を対象とした研修を実施する。また、都道府県及び関係省庁と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進するとともに、公開用ｅラーニングの開発等を行い、国及び地方公共団体の初動対応等の災害対応能力の向上に努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	第３節　防災人材の育成 ○国〔防災庁〕は、防災に関する幅広い経験・知識に基づき、大局的な観点から防災全体を捉え、多様な関係者間の高度なコーディネート力を有する防災人材等を育成すべく、防災庁職員に加え、地方公共団体職員や民間人材も対象とした研修等を行い、体系的な防災人材育成を推進するものとする。
第３節　国民の防災活動の促進 １　防災思想の普及、徹底 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため、国〔内閣府、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。 ○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省等〕、公共機関及び地方公共団体は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者（火山災害においては火山防災エキスパート等）による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。	第４節　国民の防災活動の促進 １　防災思想の普及、徹底 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため、国〔防災庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。 ○国〔防災庁、消防庁、文部科学省、国土交通省等〕、公共機関及び地方公共団体は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者（火山災害においては火山防災エキスパート等）による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

修正前	修正後
２　防災知識の普及、訓練	２　防災知識の普及、訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国〔防災庁等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、文部科学省〕及び地方公共団体は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	○国〔防災庁、文部科学省〕及び地方公共団体は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
（略）	（略）
(2)　防災訓練の実施、指導	(2)　防災訓練の実施、指導
（新設）	○国〔防災庁〕は、より多くの国民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう、防災訓練を実施する際の基本的な考え方を示すものとして、総合防災訓練大綱を策定する。
○国及び地方公共団体は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。	○国及び地方公共団体は、総合防災訓練大綱に基づき、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	○国〔防災庁、内閣府〕及び地方公共団体は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
（略）	（略）
(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化
（略）	（略）
○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、国〔内閣府〕は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。	○国〔防災庁〕及び地方公共団体は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、国〔防災庁〕は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。
○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、国〔内閣府〕は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、国〔内閣府〕及び地方公共団体は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。	○国〔防災庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、国〔防災庁〕は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、国〔防災庁〕及び地方公共団体は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。
○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	○国〔防災庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

修正前	修正後
○国〔内閣府〕は、平時から全国域において活動を行う災害中間支援組織である指定公共機関〔特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ)〕と連携し、情報共有会議の開催や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図るものとする。	○国〔防災庁〕は、平時から全国域において活動を行う災害中間支援組織である指定公共機関〔特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ)〕と連携し、情報共有会議の開催や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	○国〔防災庁、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
（略）	（略）
○国〔内閣府、経済産業省等〕、地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。	○国〔防災庁、経済産業省等〕、地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国〔防災庁、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
（略）	（略）
○国〔経済産業省、内閣府等〕は、地方公共団体・商工会・商工会議所等中小企業等を取り巻く関係機関による、発生が想定される自然災害等についての中小企業等に対する周知等が円滑に実施できるよう、関係機関に対し、防災・減災対策に必要な情報提供等を行うよう努めるものとする。	○国〔経済産業省、防災庁等〕は、地方公共団体・商工会・商工会議所等中小企業等を取り巻く関係機関による、発生が想定される自然災害等についての中小企業等に対する周知等が円滑に実施できるよう、関係機関に対し、防災・減災対策に必要な情報提供等を行うよう努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

修正前	修正後
（略）	（略）
○国は、地域の住民、事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。この際、国〔内閣府〕は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとする。	○国は、地域の住民、事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。この際、国〔防災庁〕は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとする。
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府、国土地理院、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	○国〔防災庁、国土地理院、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
○住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	○住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔防災庁等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。
第４節　災害及び防災に関する研究及び観測等の推進	第５節　災害及び防災に関する研究及び観測等の推進
(1)　災害及び防災に関する研究の推進	(1)　災害及び防災に関する研究の推進
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔内閣府、文部科学省、気象庁等〕は、災害及び防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、防災技術の研究開発の推進等を図るとともに、その成果を地方公共団体等の関係機関が活用できるように努めるものとする。	○国〔防災庁、文部科学省、気象庁等〕は、災害及び防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、防災技術の研究開発の推進等を図るとともに、その成果を地方公共団体等の関係機関が活用できるように努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等	(2)　災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等
○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、国土地理院等〕は、災害予知・予測研究及び観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。	○国〔文部科学省、気象庁、防災庁、国土地理院等〕は、災害予知・予測研究及び観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。
○国〔内閣府、文部科学省、気象庁等〕は、研究機関等の行った観測研究の成果が防災体制の強化（風水害においては災害危険区域の指定を含む。）に資するよう、国、地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	○国〔防災庁、文部科学省、気象庁等〕は、研究機関等の行った観測研究の成果が防災体制の強化（風水害においては災害危険区域の指定を含む。）に資するよう、国、地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、国〔内閣府等〕及び都道府県（市町村）は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、国〔防災庁等〕及び都道府県（市町村）は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。
第５節　事故災害における再発防止対策の実施	第６節　事故災害における再発防止対策の実施
（略）	（略）
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え

修正前	修正後
○災害時に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平時から怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。 （略）	○災害時に、迅速かつ円滑に災害応急対策、復旧復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平時から怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。 （略）
○地方公共団体は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。	○地方公共団体は、国〔防災庁等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。国〔防災庁〕は、こうした地域防災力の向上に資するため、各都道府県のカウンターパートとなる「ふるさと防災職員」等を中心とした人的支援を行うほか、「防災力強化総合交付金」による財政面での支援を行うものとする。
○国〔内閣府〕は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。 （略）	○国〔防災庁〕は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。 （略）
○国〔内閣府〕は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体・民間企業等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体・民間企業等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。 （略）	○国〔防災庁〕は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体・民間企業等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体・民間企業等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。 （略）

修正前	修正後
○国〔内閣府〕は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための環境整備を図るものとする。	○国〔防災庁〕は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための環境整備を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、災害時に新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）や新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等に情報が集約されるよう、これらのシステムについて周知するものとする。また、国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。	○国〔防災庁〕は、災害時に新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）や新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等に情報が集約されるよう、これらのシステムについて周知するものとする。また、国〔防災庁等〕及び地方公共団体は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。また、地方防災会議の委員のうち、いわゆる１号委員に占める女性の割合が高まるよう、関係省庁に周知するものとする。	○国〔内閣府、防災庁〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。また、地方防災会議の委員のうち、いわゆる１号委員に占める女性の割合が高まるよう、関係省庁に周知するものとする。
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び指定公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の利活用を図るものとする。	○国〔防災庁等〕、地方公共団体及び指定公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔防災庁等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の利活用を図るものとする。

修正前	修正後
○国〔内閣府等〕は、災害対応に必要な情報項目を標準化するため、災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）の整備を図るものとする。地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。	○国〔防災庁等〕は、災害対応に必要な情報項目を標準化するため、災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）の整備を図るものとする。地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。
○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、国〔内閣府〕は、これらの画像情報を関係機関間で迅速に共有する防災ＩｏＴシステムの整備を図るものとする。	○国〔内閣官房、防災庁、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、国〔防災庁〕は、これらの画像情報を関係機関間で迅速に共有する防災ＩｏＴシステムの整備を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）

修正前	修正後
○国、地方公共団体等は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとし、国〔国土地理院〕は、複数の災害リスク情報等を一元的かつ分かりやすく表示・提供できるシステムを構築するとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に関する統一的な地理空間情報を整備し、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。さらに、国〔内閣府〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報ごとに、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、ＡＩ、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。 （略） (3)　通信手段の確保 （略） ○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平時からその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。 （略） ・内閣府は、災害情報が官邸及び政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。 （略）	○国、地方公共団体等は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとし、国〔国土地理院〕は、複数の災害リスク情報等を一元的かつ分かりやすく表示・提供できるシステムを構築するとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に関する統一的な地理空間情報を整備し、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。さらに、国〔防災庁〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報ごとに、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、ＡＩ、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。 （略） (3)　通信手段の確保 （略） ○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平時からその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。 （略） ・防災庁は、災害情報が官邸及び政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。 （略）

修正前	修正後
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、地方公共団体は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、地方公共団体は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○国〔内閣府、消防庁〕は、地方公共団体間の相互応援協定の事例を共有し、協定締結に向けた取組を推進するものとする。	○国〔防災庁、消防庁〕は、地方公共団体間の相互応援協定の事例を共有し、協定締結に向けた取組を推進するものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	○国〔防災庁、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。
（略）	（略）
○国〔総務省〕は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、地方公共団体に対して、復旧・復興支援技術職員派遣制度の周知や、中長期派遣可能な技術職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。	○国〔総務省〕は、大規模災害からの復旧復興を円滑に進めるため、地方公共団体に対して、復旧・復興支援技術職員派遣制度の周知や、中長期派遣可能な技術職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。
(7)　公的機関等の業務継続性の確保	(7)　公的機関等の業務継続性の確保
（略）	（略）

修正前	修正後
○特に、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。	○特に、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
(8)　防災中枢機能等の確保、充実	(8)　防災中枢機能等の確保、充実
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕は、立川広域防災基地、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。また、応援部隊の集結・進出、航空医療搬送又は広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について、あらかじめ明確にしておく。	○国〔防災庁等〕は、立川広域防災基地、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。また、応援部隊の集結・進出、航空医療搬送又は広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について、あらかじめ明確にしておく。
（略）	（略）
５　救助・救急、医療及び消火活動関係	５　救助・救急、医療及び消火活動関係
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁、防衛省等〕、地方公共団体及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保を図るものとする。	○国〔防災庁、警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁、防衛省等〕、地方公共団体及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保を図るものとする。
（略）	（略）
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔国土交通省、水産庁〕、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。加えて、港湾管理者は、災害時に港湾の災害応急対策の拠点としての機能を確保するため、必要な民有港湾施設の使用について所有者等との協定の締結に努めるものとする。	○国〔国土交通省、水産庁〕、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。加えて、港湾管理者は、災害時に港湾の災害応急対策の拠点としての機能を確保するため、必要な民有港湾施設の使用について所有者等との協定の締結に努めるものとする。
（略）	（略）
７　避難の受入れ及び情報提供活動関係	７　避難の受入れ及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、訪日外国人向けの周知について十分配慮するものとする。	○国及び地方公共団体は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。また、国〔防災庁等〕は、訪日外国人向けの周知について十分配慮するものとする。
（略）	（略）
(5)　応急仮設住宅等	(5)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省、内閣府、経済産業省、農林水産省、環境省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○国〔国土交通省、防災庁、経済産業省、農林水産省、環境省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
（略）	（略）
(6)　帰宅困難者対策	(6)　帰宅困難者対策

修正前	修正後
○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、火山災害において降灰の影響がある場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 （略） (7)　被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○国〔内閣府、法務省、総務省、消防庁、気象庁、観光庁〕は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。 （略）	○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔防災庁、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、火山災害において降灰の影響がある場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 （略） (7)　被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国〔防災庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○国〔防災庁、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○国〔防災庁、法務省、総務省、消防庁、気象庁、観光庁〕は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。 （略）

修正前	修正後
○国〔内閣府、消防庁〕、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努めるものとする。	○国〔防災庁、消防庁〕、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努めるものとする。
（略）	（略）
８　物資の備蓄、調達、供給活動関係	８　物資の備蓄、調達、供給活動関係
(1)　物資の備蓄	(1)　物資の備蓄
（略）	（略）
○地方公共団体は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組むものとする。国〔内閣府等〕は、そうした取組を地方公共団体に促すものとする。	○地方公共団体は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組むものとする。国〔防災庁等〕は、そうした取組を地方公共団体に促すものとする。
(2)　物資の調達、供給活動	(2)　物資の調達、供給活動
（略）	（略）
○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産体制等の関係により調達に時間がかかる物資（段ボールベッド、パーティション等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。特に、調達に時間を要する段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易トイレ、入浴資機材やキッチン資機材については、全国各地への迅速な支援を可能とするため、国〔内閣府〕は、分散備蓄を行うものとする。	○国〔防災庁、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産体制等の関係により調達に時間がかかる物資（段ボールベッド、パーティション等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。特に、調達に時間を要する段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易トイレ、入浴資機材やキッチン資機材については、全国各地への迅速な支援を可能とするため、国〔防災庁〕は、分散備蓄を行うものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。	○国〔防災庁、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

修正前	修正後
○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。	○国〔防災庁、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。
（略）	（略）
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○国〔内閣府、原子力規制委員会、外務省、消防庁、警察庁、防衛省、厚生労働省〕は、海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを、発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。	○国〔防災庁、原子力規制委員会、外務省、消防庁、警察庁、防衛省、厚生労働省〕は、海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを、発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。
○国〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、受入判断、受入手続、人員・物資のマッチング方法など、その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。	○国〔防災庁、原子力規制委員会等〕は、あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、受入判断、受入手続、人員・物資のマッチング方法など、その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。
○国〔内閣府、原子力規制委員会、外務省、農林水産省、消防庁、警察庁、防衛省等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について、あらかじめ定めておくものとする。	○国〔防災庁、原子力規制委員会、外務省、農林水産省、消防庁、警察庁、防衛省等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について、あらかじめ定めておくものとする。
（略）	（略）
11　災害復旧・復興への備え	11　復旧復興への備え
(1)　災害廃棄物の発生への対応	(1)　災害廃棄物の発生への対応
（略）	（略）
(3)　罹災証明書の発行体制の整備	(3)　罹災証明書の発行体制の整備
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔内閣府〕は、被害認定調査や罹災証明書交付に関して経験や知見を有する罹災証明コーディネーターの派遣を通じて、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、地方公共団体に対して、罹災証明コーディネーター登録制度の周知や、職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。	○国〔防災庁〕は、被害認定調査や罹災証明書交付に関して経験や知見を有する罹災証明コーディネーターの派遣を通じて、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、地方公共団体に対して、罹災証明コーディネーター登録制度の周知や、職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。
（略）	（略）
(5)　復興対策の研究	(5)　復興対策の研究
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。	○国〔防災庁〕は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
（新設）	○「場所（避難所）」から「人（避難者等）」への支援の考え方の転換を踏まえ、良好な避難生活環境の実現を目指し、福祉的支援の充実、避難所・食事支援の改善など被災地のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災者支援体制の構築を推進するものとする。
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
（略）	（略）
３　関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置	３　関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置
○国〔内閣府〕は、災害発生のおそれがある場合、関係行政機関の情報共有を図るため、必要に応じて、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。	○国〔防災庁〕は、災害発生のおそれがある場合、関係行政機関の情報共有を図るため、必要に応じて、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。
○国〔内閣府〕は、大規模な災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、地域の状況等を勘案し、住民の広域避難等の災害対応の事前措置等、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき、国、地方公共団体、指定公共機関等が実施する災害応急対策の総合調整等を実施するための政府本部を設置するものとする。	○国〔防災庁〕は、大規模な災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、地域の状況等を勘案し、住民の広域避難等の災害対応の事前措置等、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき、国、地方公共団体、指定公共機関等が実施する災害応急対策の総合調整等を実施するための政府本部を設置するものとする。
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

修正前	修正後
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
（略）	（略）
(2)　事故情報等の連絡	(2)　事故情報等の連絡
（略）	（略）
○安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、防災庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）
(3)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(3)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁、国土交通省、林野庁等〕、指定公共機関等は、必要に応じ、自らもヘリコプターや無人航空機、各種通信手段の活用等により、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し、指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は、被害規模を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○国〔防災庁、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁、国土交通省、林野庁等〕、指定公共機関等は、必要に応じ、自らもヘリコプターや無人航空機、各種通信手段の活用等により、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し、指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び防災庁（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び防災庁は、被害規模を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに関係機関に連絡する。
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災ＩｏＴシステム等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。	○国〔防災庁、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災ＩｏＴシステム等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災ＩｏＴシステム等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。	○国〔防災庁、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災ＩｏＴシステム等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
(4)　一般被害情報等の収集・連絡	(4)　一般被害情報等の収集・連絡
○都道府県（市町村）は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し、政府本部の設置後は当該情報を政府本部に連絡する。	○都道府県（市町村）は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸〔内閣官房〕及び防災庁に当該情報を連絡し、政府本部の設置後は当該情報を政府本部に連絡する。
（略）	（略）
○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）等を活用して直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。政府本部（事故災害においては特定災害対策本部又は非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は、当該情報を政府本部に連絡する。	○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）等を活用して直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、防災庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。政府本部（事故災害においては特定災害対策本部又は非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は、当該情報を政府本部に連絡する。
○指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、必要に応じて、官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。政府本部の設置後は、当該情報を政府本部に連絡する。また、通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。	○指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、必要に応じて、官邸〔内閣官房〕、防災庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。政府本部の設置後は、当該情報を政府本部に連絡する。また、通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。
○官邸〔内閣官房〕、内閣府又は政府本部は、必要に応じ、収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○官邸〔内閣官房〕、防災庁又は政府本部は、必要に応じ、収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。
○官邸〔内閣官房〕、内閣府又は政府本部は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。	○官邸〔内閣官房〕、防災庁又は政府本部は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。
（略）	（略）
(5)　応急対策活動情報の連絡	(5)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）

修正前	修正後
○都道府県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。	○都道府県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び防災庁に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。
○指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。	○指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び防災庁に連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。
（略）	（略）
○官邸〔内閣官房〕、内閣府は、必要に応じ、収集した応急対策活動情報を、内閣総理大臣に報告する。	○官邸〔内閣官房〕、防災庁は、必要に応じ、収集した応急対策活動情報を、内閣総理大臣に報告する。
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
○国〔総務省、内閣府〕は、政府本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、政府本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。	○国〔総務省、防災庁〕は、政府本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、政府本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。
（略）	（略）
６　国における活動体制	６　国における活動体制
（略）	（略）
(3)　職員の派遣	(3)　職員の派遣

修正前	修正後
○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成されるＩＳＵＴ（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣して、現地対策本部や災害現場等での新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の活用を促し、災害情報の集約・整理や地図化による災害対応関連業務の迅速化・効率化を図るものとする。また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	○国〔防災庁等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔防災庁〕は、国〔防災庁〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成されるＩＳＵＴ（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣して、現地対策本部や災害現場等での新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の活用を促し、災害情報の集約・整理や地図化による災害対応関連業務の迅速化・効率化を図るものとする。また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。
○国〔内閣府〕は、調査チームを派遣した場合、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。	○国〔防災庁〕は、調査チームを派遣した場合、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。
（新設）	○国〔防災庁〕は、発災後速やかに、被災地方公共団体と国とのワンストップ窓口として連絡調整を担う「ふるさと防災職員」を現地に派遣するものとする。
○国〔内閣府〕は、被害状況を踏まえ、国〔各省庁〕に対し、専門的な知見を有し、現地で必要なマネジメントを行うための職員の派遣（所管ライフライン事業者の職員の派遣を含む。）を要請し、国〔各省庁〕等は当該要請に応じて、職員を現地に派遣するものとする。	○国〔防災庁〕は、被害状況を踏まえ、国〔各省庁〕に対し、専門的な知見を有し、現地で必要なマネジメントを行うための職員の派遣（所管ライフライン事業者の職員の派遣を含む。）を要請し、国〔各省庁〕等は当該要請に応じて、職員を現地に派遣するものとする。
（略）	（略）
(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制	(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制
（略）	（略）
○内閣府は、特定災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い、特定災害対策本部の設置等を行うものとする。特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、中央合同庁舎第８号館内、事故災害においては原則として、安全規制等担当省庁内とする。	○防災庁は、特定災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い、特定災害対策本部の設置等を行うものとする。特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、中央合同庁舎第８号館内、事故災害においては原則として、安全規制等担当省庁内とする。

修正前	修正後
○特定災害対策本部長は、原則として、防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当） ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 ○特定災害対策本部副本部長は、原則として、内閣府副大臣、大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務副大臣又は大臣政務官）、内閣危機管理監及び内閣府の防災監とする。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）、内閣府（原子力防災担当）、防衛省、外務省及び原子力規制委員会 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 ○特定災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、原則として、内閣府（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁）等の局長級職員で構成する。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）、内閣府（原子力防災担当）、防衛省、外務省及び原子力規制庁 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 （略）	○特定災害対策本部長は、原則として、防災大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては防災庁 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 ○特定災害対策本部副本部長は、原則として、防災庁副大臣、大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務副大臣又は大臣政務官）、内閣危機管理監及び防災庁の事務次官とする。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては防災庁、内閣府（原子力防災担当）、防衛省、外務省及び原子力規制委員会 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 ○特定災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、原則として、防災庁（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁）等の局長級職員で構成する。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては防災庁、内閣府（原子力防災担当）、防衛省、外務省及び原子力規制庁 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 （略）

修正前	修正後
○特定災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○特定災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、防災庁及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。
(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制
（略）	（略）
○内閣府は、非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。	○防災庁は、非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。
（略）	（略）
○非常災害対策副本部長は、原則として、内閣官房長官及び防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。	○非常災害対策副本部長は、原則として、内閣官房長官及び防災大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。
・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省	・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省
・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）	・原子力艦の原子力災害においては防災庁
・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）	・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）
・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁	・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁
○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣並びに副大臣、内閣危機管理監、内閣府の防災監又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。	○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣並びに副大臣、内閣危機管理監、防災庁の事務次官又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。
（略）	（略）
○非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。	○非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、防災庁及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。
(7)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(7)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
（略）	（略）

修正前	修正後
○内閣府（事故災害においては内閣府及び安全規制等担当省庁）は、緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど、別に定める申合せにより所要の手続を行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。なお、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。 （略） ○内閣府は、官邸等が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部及びその事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。 （略） ○緊急災害対策副本部長は、原則として、内閣官房長官、防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当） ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 ○緊急災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外の全ての国務大臣、内閣危機管理監、内閣府の防災監並びに副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。 （略） ○緊急災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。 （略） (9)　政府本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置	○防災庁（事故災害においては防災庁及び安全規制等担当省庁）は、緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど、別に定める申合せにより所要の手続を行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。なお、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。 （略） ○防災庁は、官邸等が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部及びその事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。 （略） ○緊急災害対策副本部長は、原則として、内閣官房長官、防災大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては防災庁 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 ○緊急災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外の全ての国務大臣、内閣危機管理監、防災庁の事務次官並びに副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。 （略） ○緊急災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、防災庁及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。 （略） (9)　政府本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

修正前	修正後
（略） ○現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官）とし、現地対策本部員は、原則として本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害においては国土交通省 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕 ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 （略） ○国〔内閣府〕は、現地対策本部が設置されない場合においても、現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要があるときは、政府現地災害対策室の設置を行うものとする。政府現地災害対策室の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。 ○国〔内閣府〕は、現地において、関係省庁、都道府県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。 ○国〔内閣府〕は、現地において、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。 （略） (10)　被災者生活・生業再建支援チームの開催	（略） ○現地対策本部長は、原則として防災庁副大臣又は大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官）とし、現地対策本部員は、原則として本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。 ・海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害においては国土交通省 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕 ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 （略） ○国〔防災庁〕は、現地対策本部が設置されない場合においても、現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要があるときは、政府現地災害対策室の設置を行うものとする。政府現地災害対策室の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。 ○国〔防災庁〕は、現地において、関係省庁、都道府県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。 ○国〔防災庁〕は、現地において、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。 （略） (10)　被災者生活・生業再建支援チームの開催

修正前	修正後
○国〔内閣官房〕は、非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部が設置された場合、又はこれらに準ずる政府の初動体制が確立された際に必要があると認められる場合には、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。	○国〔防災庁〕は、非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部が設置された場合、又はこれらに準ずる政府の初動体制が確立された際に必要があると認められる場合には、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。
（略）	（略）
第４節　救助・救急、医療及び消火活動	第４節　救助・救急、医療及び消火活動
（略）	（略）
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
（略）	（略）
(5)　資機材等の調達等	(5)　資機材等の調達等
（略）	（略）
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省等〕、地方公共団体及び事業者は、必要に応じ、他の地方公共団体、事業者又は民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。	○国〔防災庁、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省等〕、地方公共団体及び事業者は、必要に応じ、他の地方公共団体、事業者又は民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、被災地域内の港湾において船舶を活用した医療活動を行うものとする。	○国〔防災庁〕は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、被災地域内の港湾において船舶を活用した医療活動を行うものとする。
（略）	（略）
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔内閣府〕は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、船舶を活用した傷病者の搬送を行うものとする。	○国〔防災庁〕は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、船舶を活用した傷病者の搬送を行うものとする。
（略）	（略）
第６節　避難の受入れ及び情報提供活動	第６節　避難の受入れ及び情報提供活動
（略）	（略）
３　指定避難所等	３　指定避難所等
(1)　指定避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
（略）	（略）
○市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。	○市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔防災庁等〕に共有するよう努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　指定避難所等の運営管理等	(2)　指定避難所等の運営管理等
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。	○国〔防災庁等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
○国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。	○国〔防災庁、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
４　応急仮設住宅等	４　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供

修正前	修正後
○被災都道府県（救助実施市）は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国〔内閣府〕と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○被災都道府県（救助実施市）は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国〔防災庁〕と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。
（略）	（略）
５　広域避難	５　広域避難
（略）	（略）
○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。	○国〔防災庁及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
（略）	（略）
６　広域一時滞在	６　広域一時滞在
（略）	（略）
○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。	○国〔防災庁及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。	○国〔防災庁及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
８　帰宅困難者対策	８　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。	○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国〔防災庁、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。
（略）	（略）
第７節　物資の調達、供給活動	第７節　物資の調達、供給活動
（略）	（略）
(3)　国による物資の調達、供給	(3)　国による物資の調達、供給
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、プッシュ型支援における標準的な対象品目を一覧として提示するとともに、災害に応じて対象品目以外の支援物資でプッシュ型支援の対象となるものについて、速やかに国〔各省庁〕に周知するものとする。	○国〔防災庁〕は、プッシュ型支援における標準的な対象品目を一覧として提示するとともに、災害に応じて対象品目以外の支援物資でプッシュ型支援の対象となるものについて、速やかに国〔各省庁〕に周知するものとする。
（略）	（略）
第 11 節　自発的支援の受入れ	第 11 節　自発的支援の受入れ
○大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、それらの申入れに対して適切に対応する。	○大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、国〔防災庁等〕、地方公共団体及び関係団体は、それらの申入れに対して適切に対応する。
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ

修正前	修正後
○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。	○国〔防災庁等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
○被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	○被災地の復旧復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧復興を図るものとする。
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
○地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。	○地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。
○被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。	○被災地の復旧復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
○国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。	○国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。

修正前	修正後
○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。	○被災地方公共団体は、復旧復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
１　被災施設の復旧等	１　被災施設の復旧等
（略）	（略）
（新設）	○流域下水道管理者である都道府県は、市町村が管理する当該流域下水道と管理上密接である公共下水道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
（略）	（略）
○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
２　災害廃棄物の処理	２　災害廃棄物の処理
（略）	（略）
○災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。	○災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○特定災害からの復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、災害対策基本法に基づく特定災害復旧復興本部を設置し、特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。
（新設）	○地方公共団体は、特定災害からの復興に際して特別の必要があるときは、復旧復興を的確かつ迅速に実施するため、関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を行い、被災地域における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
（新設）	○非常災害からの復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、災害対策基本法に基づく非常災害復旧復興本部を設置し、非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。
（新設）	○地方公共団体は、非常災害からの復興に際して特別の必要があるときは、復旧復興を的確かつ迅速に実施するため、関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を行い、被災地域における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。	○特定大規模災害からの復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。
（略）	（略）
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔厚生労働省〕は、被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む。）における労働災害、石綿等の粉じんによる職業性疾病の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、新規就労者に対する安全衛生教育の実施、工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	○国〔厚生労働省〕は、被災地域の復旧復興工事（第２節の復旧工事等を含む。）における労働災害、石綿等の粉じんによる職業性疾病の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、新規就労者に対する安全衛生教育の実施、工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。
（略）	（略）
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
○国〔内閣府、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	○国〔防災庁、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	○国〔防災庁、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府〕及び都道府県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。	○国〔防災庁〕及び都道府県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○国〔防災庁、厚生労働省〕及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。

修正前	修正後
○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。	○国〔防災庁〕及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。
○地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。 （略）	○地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。 （略）

修正前	修正後
第３編　地震災害対策編 第１章　災害予防 第１節　想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方 ○国〔内閣府、文部科学省等〕及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。	第３編　地震災害対策編 第１章　災害予防 第１節　想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方 ○国〔防災庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。
（新設）	○国〔防災庁〕は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、首都直下地震対策特別措置法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく基本計画において、国土強靱化施策を推進する内閣官房とも連携しながら、分野横断的に実施すべき対策や優先的に行うべき対策を抽出し、全体を俯瞰した総合的・戦略的な基本計画の企画・立案を推進するものとする。
（略） ○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。 ○大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、特定の大規模地震について、国〔内閣府〕は、上述の被害想定に基づき予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランである地震対策大綱を策定し、それをもとに地震発生時の各機関が取るべき行動内容等を定める応急対策活動要領等を作成する。	（略） ○国〔防災庁等〕及び地方公共団体は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。 ○大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、特定の大規模地震について、国〔防災庁〕は、上述の被害想定に基づき予防対策から発災時の応急対策、復旧復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランである地震対策大綱を策定し、それをもとに地震発生時の各機関が取るべき行動内容等を定める応急対策活動要領等を作成する。

修正前	修正後
さらに国〔内閣府〕は、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標、具体的な実現方策等を定め、地震防災対策を推進するものとする。また、その達成状況については、定期的にフォローアップを行うものとする。	○また、国〔防災庁〕は、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標、具体的な実現方策等を定め、地震防災対策を推進するものとする。また、その達成状況については、定期的にフォローアップを行い、防災施策の進捗状況や対策の抜けや漏れの把握、対策の効果等の定期的なモニタリング、それらの計画へのフィードバックなど、計画の不断の見直し及び改善を図るものとする。
さらに、減災目標の達成のためには、地方公共団体の参画と連携が不可欠であり、関係地方公共団体は、減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、原子力発電所等が設置されている地域において想定地震を検討する際には、安全性に配慮する観点からも、地震の震源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。	○さらに、減災目標の達成のためには、地方公共団体の参画と連携が不可欠であり、国〔防災庁〕は、地方公共団体等における取組に対して情報提供や助言を行うなど必要な支援を行うとともに、関係地方公共団体は、減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。また、国〔防災庁等〕は、原子力発電所等が設置されている地域において想定地震を検討する際には、安全性に配慮する観点からも、地震の震源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。
（略）	（略）
第２節　地震に強い国づくり、まちづくり	第２節　地震に強い国づくり、まちづくり
（略）	（略）
３　地震に強いまちづくり	３　地震に強いまちづくり
(1)　地震に強い都市構造の形成	(1)　地震に強い都市構造の形成
（略）	（略）
○地方公共団体は、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、国〔内閣府、消防庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、それに基づく事業の推進を図るものとする。	○地方公共団体は、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、国〔防災庁、消防庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、それに基づく事業の推進を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　建築物の安全化	(2)　建築物の安全化
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔国土交通省、内閣府、消防庁〕、地方公共団体及び建築物の所有者等は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を図るものとする。また、国〔国土交通省、気象庁〕は、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や、長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。	○国〔国土交通省、防災庁、消防庁〕、地方公共団体及び建築物の所有者等は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を図るものとする。また、国〔国土交通省、気象庁〕は、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や、長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。
（略）	（略）
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及、徹底	１　防災思想の普及、徹底
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
２　防災知識の普及、訓練	２　防災知識の普及、訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」
○国〔内閣府、文部科学省、国土地理院、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成、提供等に努めるものとする。	○国〔防災庁、文部科学省、国土地理院、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成、提供等に努めるものとする。
○国〔内閣府、気象庁等〕及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。	○国〔防災庁、気象庁等〕及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。	○国〔防災庁、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。
(3)　防災訓練の実施、指導	(3)　防災訓練の実施、指導
○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施、指導」	○第２編１章４節２項(2)「防災訓練の実施、指導」

修正前	修正後
（略）	（略）
(4)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	(4)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化
○第２編１章３節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」	○第２編１章４節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」
(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化
○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」	○第２編１章４節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」	○第２編１章４節３項(3)「企業防災の促進」
（略）	（略）
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」	○第２編１章４節４項「災害教訓の伝承」
第４節　地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進	第４節　地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　地震災害及び地震防災対策に関する研究の推進	(1)　地震災害及び地震防災対策に関する研究の推進
○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」	○第２編１章５節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」	○第２編１章５節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。	○国〔文部科学省、気象庁、防災庁、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」	○第２編１章５節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」

修正前	修正後
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国〔内閣府〕等は、地震発生時の被害規模を早期に評価するため、適切な被害想定手法を組み込んだ地理情報システムを整備するものとする。	○国〔防災庁〕等は、地震発生時の被害規模を早期に評価するため、適切な被害想定手法を組み込んだ地理情報システムを整備するものとする。
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　公的機関等の業務継続性の確保	(7)　公的機関等の業務継続性の確保
○第２編１章６節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」	○第２編１章７節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」
（略）	（略）
(8)　防災中枢機能等の確保、充実	(8)　防災中枢機能等の確保、充実
○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」	○第２編１章７節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」
３　救助・救急、医療及び消火活動関係	３　救助・救急、医療及び消火活動関係
○第２編１章６節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」	○第２編１章７節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係

修正前	修正後
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　保健衛生活動関係	(3)　保健衛生活動関係
○第２編１章６節５項(3)「保健衛生活動関係」	○第２編１章７節５項(3)「保健衛生活動関係」
(4)　消火活動関係	(4)　消火活動関係
○第２編１章６節５項(4)「消火活動関係」	○第２編１章７節５項(4)「消火活動関係」
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。	○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。
（略）	（略）
５　避難の受入れ及び情報提供活動関係	５　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」
(2)　指定緊急避難場所	(2)　指定緊急避難場所
○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」	○第２編１章７節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
(3)　指定避難所等	(3)　指定避難所等
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所等」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所等」
(4)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(4)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」
(5)　応急仮設住宅等	(5)　応急仮設住宅等
○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」	○第２編１章７節７項(5)「応急仮設住宅等」

修正前	修正後
(6)　帰宅困難者対策	(6)　帰宅困難者対策
○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」	○第２編１章７節７項(6)「帰宅困難者対策」
(7)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(7)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　物資の備蓄、調達、供給活動関係	６　物資の備蓄、調達、供給活動関係
(1)　物資の備蓄	(1)　物資の備蓄
○第２編１章６節８項(1)「物資の備蓄」	○第２編１章７節８項(1)「物資の備蓄」
(2)　物資の調達、供給活動	(2)　物資の調達、供給活動
○第２編１章６節８項(2)「物資の調達、供給活動」	○第２編１章７節８項(2)「物資の調達、供給活動」
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
（略）	（略）
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」	○第２編１章７節４項「複合災害対策関係」
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」	○第２編１章７節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
10　防災関係機関等の防災訓練の実施	10　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
11　災害復旧・復興への備え	11　復旧復興への備え
(1)　災害廃棄物の発生への対応	(1)　災害廃棄物の発生への対応
○第２編１章６節 11 項(1)「災害廃棄物の発生への対応」	○第２編１章７節 11 項(1)「災害廃棄物の発生への対応」

修正前	修正後
(2)　各種データの整備保全	(2)　各種データの整備保全
○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」	○第２編１章７節 11 項(2)「各種データの整備保全」
(3)　罹災証明書の発行体制の整備	(3)　罹災証明書の発行体制の整備
○第２編１章６節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」	○第２編１章７節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」
（略）	（略）
(4)　復興事前準備の実施	(4)　復興事前準備の実施
○第２編１章６節 11 項(4)「復興事前準備の実施」	○第２編１章７節 11 項(4)「復興事前準備の実施」
(5)　復興対策の研究	(5)　復興対策の研究
○第２編１章６節 11 項(5)「復興対策の研究」	○第２編１章７節 11 項(5)「復興対策の研究」
○国〔内閣府〕は、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。	○国〔防災庁〕は、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
○地震が発生した場合、気象庁は、地震情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○地震が発生した場合、気象庁は、地震情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、防災庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
○内閣府は、気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報について官邸〔内閣官房〕及び災害対策関係省庁に連絡を行う。	○防災庁は、気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報について官邸〔内閣官房〕及び災害対策関係省庁に連絡を行う。
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
○第２編３章「災害復旧・復興」	○第２編３章「復旧復興」
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」	○第２編３章１節「地域の復旧復興の基本方向の決定」
（略）	（略）
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>○市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、国〔内閣府、国土交通省〕及び都道府県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。
（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
（略）
別表（第２章関係）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）
・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</td><td>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和８年７月改定）</td><td>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和８年７月改定）</td><td>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和８年７月改定）</td></tr></table></td><td>○市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、国〔防災庁、国土交通省〕及び都道府県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。
（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
（略）
別表（第２章関係）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）
・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</td><td>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和８年11月改定）</td><td>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和８年11月改定）</td><td>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和８年11月改定）</td></tr></table></td></tr>
</table>

修正前	修正後
第４編　津波災害対策編 第１章　災害予防 第１節　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方 ○国〔内閣府、文部科学省等〕及び地方公共団体は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。 （略） ○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。 ○大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、国〔内閣府〕は、地震対策大綱を策定する際には、津波による被害を考慮し、その対策を盛り込むものとする。関係地方公共団体は、減災目標等を踏まえた地域目標の策定に当たっては、津波による被害を考慮し、その対策を盛り込むものとする。また、国〔内閣府等〕は、原子力発電所等が設置されている地域において想定津波を検討する際には、安全性に配慮する観点からも、津波の波源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。	第４編　津波災害対策編 第１章　災害予防 第１節　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方 ○国〔防災庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。 （略） ○国〔防災庁等〕及び地方公共団体は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。 ○大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、国〔防災庁〕は、地震対策大綱を策定する際には、津波による被害を考慮し、その対策を盛り込むものとする。関係地方公共団体は、減災目標等を踏まえた地域目標の策定に当たっては、津波による被害を考慮し、その対策を盛り込むものとする。また、国〔防災庁等〕は、原子力発電所等が設置されている地域において想定津波を検討する際には、安全性に配慮する観点からも、津波の波源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及、徹底	１　防災思想の普及、徹底
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
２　防災知識の普及、訓練	２　防災知識の普及、訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」

修正前	修正後
○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。 ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度４以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識 ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報 ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性 （略）	○国〔防災庁等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。 ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度４以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識 ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報 ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性 （略）

修正前	修正後
○国〔内閣府、文部科学省、国土交通省等〕及び地方公共団体は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。	○国〔防災庁、文部科学省、国土交通省等〕及び地方公共団体は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。
○国〔内閣府、文部科学省、国土地理院、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成・提供等に努めるものとする。	○国〔防災庁、文部科学省、国土地理院、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等について国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成・提供等に努めるものとする。
○市町村（都道府県）は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。また、国〔内閣府、農林水産省、国土交通省等〕は、津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及びその普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。	○市町村（都道府県）は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。また、国〔防災庁、農林水産省、国土交通省等〕は、津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及びその普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。
○国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。	○国〔防災庁、国土交通省等〕及び地方公共団体は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。
○国〔気象庁、消防庁、内閣府〕は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。	○国〔気象庁、消防庁、防災庁〕は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。	○国〔防災庁、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。
(2)　防災訓練の実施、指導	(2)　防災訓練の実施、指導
○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施、指導」	○第２編１章４節２項(2)「防災訓練の実施、指導」

修正前	修正後
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化
○第２編１章３節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」	○第２編１章４節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」
(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化
○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」	○第２編１章４節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」	○第２編１章４節３項(3)「企業防災の促進」
（略）	（略）
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」	○第２編１章４節４項「災害教訓の伝承」
第４節　津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進	第４節　津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　津波災害及び津波防災対策に関する研究の推進	(1)　津波災害及び津波防災対策に関する研究の推進
○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」	○第２編１章５節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」	○第２編１章５節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。	○国〔文部科学省、気象庁、防災庁、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。

修正前	修正後
○国〔消防庁、文部科学省、気象庁、内閣府等〕は、津波の発生機構の解明、津波の規模等に関する予測の精度の向上、地形、土地利用の現況その他地域の状況を踏まえて津波による被害を詳細に予測する手法の開発及び改善、津波による被害の防止又は軽減を図るための施設の改良、津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集その他津波災害対策を効果的に実施するため必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。	○国〔消防庁、文部科学省、気象庁、防災庁等〕は、津波の発生機構の解明、津波の規模等に関する予測の精度の向上、地形、土地利用の現況その他地域の状況を踏まえて津波による被害を詳細に予測する手法の開発及び改善、津波による被害の防止又は軽減を図るための施設の改良、津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集その他津波災害対策を効果的に実施するため必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」	○第２編１章５節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
（略）	（略）
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　津波警報等の発表及び伝達	(1)　津波警報等の発表及び伝達
（略）	（略）
○市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。	○市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔防災庁、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
（略）	（略）
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制

修正前	修正後
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」
○津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国〔内閣府、消防庁、国土交通省〕は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど市町村（都道府県）の取組に対し、適切な支援を実施するものとする。	○津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国〔防災庁、消防庁、国土交通省〕は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど市町村（都道府県）の取組に対し、適切な支援を実施するものとする。
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

修正前	修正後
(7)　公的機関等の業務継続性の確保	(7)　公的機関等の業務継続性の確保
○第２編１章６節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」	○第２編１章７節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」
(8)　防災中枢機能等の確保、充実	(8)　防災中枢機能等の確保、充実
○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」	○第２編１章７節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」
３　救助・救急、医療及び消火活動関係	３　救助・救急、医療及び消火活動関係
○第２編１章６節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」	○第２編１章７節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　保健衛生活動関係	(3)　保健衛生活動関係
○第２編１章６節５項(3)「保健衛生活動関係」	○第２編１章７節５項(3)「保健衛生活動関係」
(4)　消火活動関係	(4)　消火活動関係
○第２編１章６節５項(4)「消火活動関係」	○第２編１章７節５項(4)「消火活動関係」
（略）	（略）
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
（略）	（略）
５　避難の受入れ及び情報提供活動関係	５　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　指定緊急避難場所	(1)　指定緊急避難場所
○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」	○第２編１章７節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
(2)　指定避難所等	(2)　指定避難所等
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所等」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所等」
(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

修正前	修正後
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」
(4)　応急仮設住宅等	(4)　応急仮設住宅等
○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」	○第２編１章７節７項(5)「応急仮設住宅等」
(5)　帰宅困難者対策	(5)　帰宅困難者対策
○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」	○第２編１章７節７項(6)「帰宅困難者対策」
(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　物資の備蓄、調達、供給活動関係	６　物資の備蓄、調達、供給活動関係
(1)　物資の備蓄	(1)　物資の備蓄
○第２編１章６節８項(1)「物資の備蓄」	○第２編１章７節８項(1)「物資の備蓄」
(2)　物資の調達、供給活動	(2)　物資の調達、供給活動
○第２編１章６節８項(2)「物資の調達、供給活動」	○第２編１章７節８項(2)「物資の調達、供給活動」
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
（略）	（略）
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」	○第２編１章７節４項「複合災害対策関係」
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」	○第２編１章７節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
10　防災関係機関等の防災訓練の実施	10　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

修正前	修正後
11　災害復旧・復興への備え	11　復旧復興への備え
(1)　災害廃棄物の発生への対応	(1)　災害廃棄物の発生への対応
○第２編１章６節 11 項(1)「災害廃棄物の発生への対応」	○第２編１章７節 11 項(1)「災害廃棄物の発生への対応」
(2)　各種データの整備保全	(2)　各種データの整備保全
○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」	○第２編１章７節 11 項(2)「各種データの整備保全」
(3)　罹災証明書の発行体制の整備	(3)　罹災証明書の発行体制の整備
○第２編１章６節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」	○第２編１章７節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」
(4)　復興事前準備の実施	(4)　復興事前準備の実施
○第２編１章６節 11 項(4)「復興事前準備の実施」	○第２編１章７節 11 項(4)「復興事前準備の実施」
(5)　復興対策の研究	(5)　復興対策の研究
○第２編１章６節 11 項(5)「復興対策の研究」	○第２編１章７節 11 項(5)「復興対策の研究」
○国〔内閣府〕は、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。	○国〔防災庁〕は、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　津波に関する情報の連絡	(1)　津波に関する情報の連絡
○地震が発生した場合、気象庁は、津波警報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○地震が発生した場合、気象庁は、津波警報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、防災庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
○内閣府は、気象庁から連絡を受けた場合は、津波警報等について官邸〔内閣官房〕及び災害対策関係省庁に連絡を行う。	○防災庁は、気象庁から連絡を受けた場合は、津波警報等について官邸〔内閣官房〕及び災害対策関係省庁に連絡を行う。
（略）	（略）

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>
第３章　災害復旧・復興
○第２編３章「災害復旧・復興」
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」
（略）
別表（第２章関係）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>・「東海地震応急対策活動要領」（平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定、平成 18 年 4 月 21 日修正）
・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 16 年 6 月 29 日中央防災会議幹事会申合せ、平成 18 年 4 月 21 日修正）</td><td>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和８年７月改定）</td><td>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和５年５月 23 日中央防災会議幹事会決定、令和８年７月改定）</td></tr>
</table>
</td><td>
第３章　復旧復興
○第２編３章「復旧復興」
第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
○第２編３章１節「地域の復旧復興の基本方向の決定」
（略）
別表（第２章関係）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>・「東海地震応急対策活動要領」（平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定、平成 18 年 4 月 21 日修正）
・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成 16 年 6 月 29 日中央防災会議幹事会申合せ、平成 18 年 4 月 21 日修正）</td><td>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 8 年 11 月改定）</td><td>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和５年５月 23 日中央防災会議幹事決定、令和８年 11 月改定）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

修正前	修正後
第５編　風水害対策編	第５編　風水害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　風水害に強い国づくり、まちづくり	第１節　風水害に強い国づくり、まちづくり
（略）	（略）
○洪水氾濫や高潮浸水による大規模水害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、特定の大規模水害について、国〔内閣府〕は、予防対策から災害時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた大規模水害対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定し、対策を推進するものとする。	○洪水氾濫や高潮浸水による大規模水害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、特定の大規模水害について、国〔防災庁〕は、予防対策から災害時の応急対策、復旧復興対策までを視野に入れた大規模水害対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定し、対策を推進するものとする。
１　風水害に強い国づくり	１　風水害に強い国づくり
（略）	（略）
(2)　首都の防災性の向上	(2)　首都の防災性の向上
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき、早期に避難指示等を発令する方法、避難誘導の実施体制、広域避難対策、復旧等の対応等について検討するものとする。	○国〔防災庁等〕及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき、早期に避難指示等を発令する方法、避難誘導の実施体制、広域避難対策、復旧等の対応等について検討するものとする。
（略）	（略）
(4)　災害応急対策等への備え	(4)　災害応急対策等への備え
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕は、被災経験のない市町村であっても迅速かつ的確な災害対応を実施することができるよう、平時の備えから災害対応の初動、応急対策、復旧に至るまでの間、市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料を作成し、その内容を周知するものとする。	○国〔防災庁等〕は、被災経験のない市町村であっても迅速かつ的確な災害対応を実施することができるよう、平時の備えから災害対応の初動、応急対策、復旧に至るまでの間、市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料を作成し、その内容を周知するものとする。
第２節　国民の防災活動の促進	第２節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及、徹底	１　防災思想の普及、徹底

修正前	修正後
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
○特に、気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、国〔内閣府〕は、住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を一人でも少なくするよう、水害保険・共済への加入の促進に努めるものとする。また、国〔内閣府〕から地方公共団体に対して普及促進への協力の呼びかけに努めるものとする。	○特に、気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、国〔防災庁〕は、住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を一人でも少なくするよう、水害保険・共済への加入の促進に努めるものとする。また、国〔防災庁〕から地方公共団体に対して普及促進への協力の呼びかけに努めるものとする。
２　防災知識の普及、訓練	２　防災知識の普及、訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。	○国〔防災庁、警察庁、消防庁、国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
○国〔内閣府、国土交通省等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。	○国〔防災庁、国土交通省等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。	○国〔防災庁、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔内閣府、気象庁〕は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴風警報や気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。	○国〔防災庁、気象庁〕は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴風警報や気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。
(2)　防災訓練の実施、指導	(2)　防災訓練の実施、指導
○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施、指導」	○第２編１章４節２項(2)「防災訓練の実施、指導」
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化
○第２編１章３節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」	○第２編１章４節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」
（略）	（略）
(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化
○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」	○第２編１章４節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」	○第２編１章４節３項(3)「企業防災の促進」
（略）	（略）
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」	○第２編１章４節４項「災害教訓の伝承」
第３節　風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進	第３節　風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　風水害及び風水害対策に関する研究の推進	(1)　風水害及び風水害対策に関する研究の推進
○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」	○第２編１章５節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」

修正前	修正後
○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」	○第２編１章５節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」	○第２編１章５節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
（略）	（略）
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(2)　住民の避難誘導体制	(2)　住民の避難誘導体制
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
（略）	（略）
○国〔内閣府、国土交通省、農林水産省、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。	○国〔防災庁、国土交通省、農林水産省、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制

修正前	修正後
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
（略）	（略）
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　防災中枢機能等の確保、充実	(7)　防災中枢機能等の確保、充実
○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」	○第２編１章７節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」
３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係	３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
（略）	（略）
３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係	３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、被災した住宅へのブルーシートの設置を行う事業者等を確保できるよう、施工方法の公開、被災地での設置講習会を実施できるＮＰＯ団体のリスト化等の情報提供を行うものとする。	○国〔防災庁〕は、被災した住宅へのブルーシートの設置を行う事業者等を確保できるよう、施工方法の公開、被災地での設置講習会を実施できるＮＰＯ団体のリスト化等の情報提供を行うものとする。
○国〔内閣府、国土交通省〕は、地方公共団体が被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介できるよう、環境整備を図るものとする。	○国〔防災庁、国土交通省〕は、地方公共団体が被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介できるよう、環境整備を図るものとする。
○国〔内閣府、消防庁、防衛省〕は、地域の実情を踏まえ、市町村の判断により消防機関が、また有志により設置技術を有するＮＰＯ、ボランティア等が、支援が必要な被災者から優先して、ブルーシートの設置支援をし、さらに公共性や緊急性等から必要な場合は自衛隊も設置支援をすることとし、発災時にはそれぞれの役割分担を明確にし迅速に設置できるよう、環境整備を図るものとする。	○国〔防災庁、消防庁、防衛省〕は、地域の実情を踏まえ、市町村の判断により消防機関が、また有志により設置技術を有するＮＰＯ、ボランティア等が、支援が必要な被災者から優先して、ブルーシートの設置支援をし、さらに公共性や緊急性等から必要な場合は自衛隊も設置支援をすることとし、発災時にはそれぞれの役割分担を明確にし迅速に設置できるよう、環境整備を図るものとする。
４　複合災害対策関係	４　複合災害対策関係
○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」	○第２編１章７節４項「複合災害対策関係」
５　救助・救急及び医療活動関係	５　救助・救急及び医療活動関係

修正前	修正後
○第２編１章６節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」	○第２編１章７節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　保健衛生活動関係	(3)　保健衛生活動関係
○第２編１章６節５項(3)「保健衛生活動関係」	○第２編１章７節５項(3)「保健衛生活動関係」
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
７　避難の受入れ及び情報提供活動関係	７　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　指定緊急避難場所	(1)　指定緊急避難場所
○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」	○第２編１章７節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
(2)　指定避難所等	(2)　指定避難所等
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所等」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所等」
(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」
(4)　応急仮設住宅等	(4)　応急仮設住宅等
○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」	○第２編１章７節７項(5)「応急仮設住宅等」
(5)　帰宅困難者対策	(5)　帰宅困難者対策
○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」	○第２編１章７節７項(6)「帰宅困難者対策」
(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
（略）	（略）
８　物資の備蓄、調達、供給活動関係	８　物資の備蓄、調達、供給活動関係
(1)　物資の備蓄	(1)　物資の備蓄

修正前	修正後
○第２編１章６節８項(1)「物資の備蓄」	○第２編１章７節８項(1)「物資の備蓄」
(2)　物資の調達、供給活動	(2)　物資の調達、供給活動
○第２編１章６節８項(2)「物資の調達、供給活動」	○第２編１章７節８項(2)「物資の調達、供給活動」
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」	○第２編１章７節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
10　防災関連機関等の防災訓練の実施	10　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
11　災害復旧・復興への備え	11　復旧復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」	○第２編１章７節 11 項(2)「各種データの整備保全」
(2)　罹災証明書の発行体制の整備	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
○第２編１章６節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」	○第２編１章７節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」
(3)　復興事前準備の実施	(3)　復興事前準備の実施
○第２編１章６節 11 項(4)「復興事前準備の実施」	○第２編１章７節 11 項(4)「復興事前準備の実施」
(4)　復興対策の研究	(4)　復興対策の研究
○第２編１章６節 11 項(5)「復興対策の研究」	○第２編１章７節 11 項(5)「復興対策の研究」
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
○第２編３章「災害復旧・復興」	○第２編３章「復旧復興」
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」	○第２編３章１節「地域の復旧復興の基本方向の決定」

修正前	修正後
（略）	（略）

修正前	修正後
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方	第１節　想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方
（略）	（略）
○火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない地方公共団体のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、国〔内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁等〕、地方公共団体、公共機関、火山専門家等が協力して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。	○火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない地方公共団体のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、国〔防災庁、消防庁、国土交通省、気象庁等〕、地方公共団体、公共機関、火山専門家等が協力して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。
（略）	（略）
第２節　火山災害に強い国づくり、まちづくり	第２節　火山災害に強い国づくり、まちづくり
（略）	（略）
２　火山災害に強いまちづくり	２　火山災害に強いまちづくり
(1)　火山災害に強いまちの形成	(1)　火山災害に強いまちの形成
（略）	（略）
○国〔内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努めるものとする。	○国〔防災庁、消防庁、農林水産省、国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努めるものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を作成し、必要に応じてその見直しを行うものとする。	○国〔防災庁〕は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を作成し、必要に応じてその見直しを行うものとする。
○国〔内閣府〕は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定するものとする。	○国〔防災庁〕は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定するものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕は、火山防災対策の立案とそれに資する監視観測・調査研究体	○国〔防災庁等〕は、火山防災対策の立案とそれに資する監視観測・調査研究体

修正前	修正後
制をより強化することを目的に、複数の関係機関同士の連携強化を図り、より一体的に火山防災を推進する体制について検討するものとする。	制をより強化することを目的に、複数の関係機関同士の連携強化を図り、より一体的に火山防災を推進する体制について検討するものとする。
（略）	（略）
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及、徹底	１　防災思想の普及、徹底
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
２　防災知識の普及、訓練	２　防災知識の普及、訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」
○国〔内閣府、気象庁等〕、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。	○国〔防災庁、気象庁等〕、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
○国〔内閣府、気象庁等〕は、火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）、臨時の解説情報（火山活動の変化を観測した場合に臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。以下同じ。）、噴火速報、降灰予報等の火山防災情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。	○国〔防災庁、気象庁等〕は、火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）、臨時の解説情報（火山活動の変化を観測した場合に臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。以下同じ。）、噴火速報、降灰予報等の火山防災情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図るとともに、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。	○国〔防災庁等〕及び地方公共団体は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図るとともに、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよ	○国〔防災庁、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよ

修正前	修正後
う、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。	う、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。
(2)　防災訓練の実施、指導	(2)　防災訓練の実施、指導
○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施、指導」	○第２編１章４節２項(2)「防災訓練の実施、指導」
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化
○第２編１章３節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」	○第２編１章４節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」
(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化
○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」	○第２編１章４節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」	○第２編１章４節３項(3)「企業防災の促進」
（略）	（略）
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」	○第２編１章４節４項「災害教訓の伝承」
第４節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	第４節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進	(1)　火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進
○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」	○第２編１章５節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、火山体構造等の調査研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。	○国〔文部科学省、気象庁、防災庁、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、火山体構造等の調査研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
(2)　火山調査研究及び火山観測の充実・強化等	(2)　火山調査研究及び火山観測の充実・強化等
○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」	○第２編１章５節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
（略）	（略）
○国〔気象庁、文部科学省、内閣府〕及び地方公共団体は、火山に関する観測研究の成果が、防災体制の強化に資するよう体制の整備・充実を図るものとする。	○国〔気象庁、文部科学省、防災庁〕及び地方公共団体は、火山に関する観測研究の成果が、防災体制の強化に資するよう体制の整備・充実を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔内閣府、気象庁等〕及び地方公共団体は、火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。	○国〔防災庁、気象庁等〕及び地方公共団体は、火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」	○第２編１章５節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
（略）	（略）
○国〔内閣府、関係省庁〕及び地方公共団体は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。	○国〔防災庁、関係省庁〕及び地方公共団体は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。
（略）	（略）
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　噴火警報等の伝達	(1)　噴火警報等の伝達
（略）	（略）
○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、	○国〔防災庁等〕及び地方公共団体は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、

修正前	修正後
情報伝達手段の多様化を図るものとする。	情報伝達手段の多様化を図るものとする。
（略）	（略）
○市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、国土交通省、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。	○市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔防災庁、国土交通省、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。
(2)　住民、登山者等の避難誘導体制	(2)　住民、登山者等の避難誘導体制
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るものとする。また、国〔内閣府、国土交通省、気象庁、文部科学省〕及び地方公共団体は、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めるものとする。	○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るものとする。また、国〔防災庁、国土交通省、気象庁、文部科学省〕及び地方公共団体は、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めるものとする。
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

修正前	修正後
○国〔内閣府、国土交通省、気象庁等〕、公共機関及び地方公共団体は、火山防災協議会の枠組みを活用し、平時から相互に連携し、災害時の防災対応について検討を行うものとする。	○国〔防災庁、国土交通省、気象庁等〕、公共機関及び地方公共団体は、火山防災協議会の枠組みを活用し、平時から相互に連携し、災害時の防災対応について検討を行うものとする。
○国〔内閣府〕は、地方公共団体からの要請に基づき、火山防災エキスパートを派遣し、地方公共団体、火山防災協議会の活動を支援するものとする。	○国〔防災庁〕は、地方公共団体からの要請に基づき、火山防災エキスパートを派遣し、地方公共団体、火山防災協議会の活動を支援するものとする。
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　防災中枢機能等の確保、充実	(7)　防災中枢機能等の確保、充実
○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」	○第２編１章７節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」
３　救助・救急、医療及び消火活動関係	３　救助・救急、医療及び消火活動関係
○第２編１章６節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」	○第２編１章７節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　保健衛生活動関係	(3)　保健衛生活動関係
○第２編１章６節５項(3)「保健衛生活動関係」	○第２編１章７節５項(3)「保健衛生活動関係」
(4)　消火活動関係	(4)　消火活動関係
○第２編１章６節５項(4)「消火活動関係」	○第２編１章７節５項(4)「消火活動関係」
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
５　避難の受入れ及び情報提供活動関係	５　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　指定緊急避難場所	(1)　指定緊急避難場所
○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」	○第２編１章７節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	(略)
(2)　指定避難所等	(2)　指定避難所等

修正前	修正後
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所等」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所等」
(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」
(4)　応急仮設住宅等	(4)　応急仮設住宅等
○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」	○第２編１章７節７項(5)「応急仮設住宅等」
(5)　帰宅困難者対策	(5)　帰宅困難者対策
○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」	○第２編１章７節７項(6)「帰宅困難者対策」
(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　物資の備蓄、調達、供給活動関係	６　物資の備蓄、調達、供給活動関係
(1)　物資の備蓄	(1)　物資の備蓄
○第２編１章６節８項(1)「物資の備蓄」	○第２編１章７節８項(1)「物資の備蓄」
(2)　物資の調達、供給活動	(2)　物資の調達、供給活動
○第２編１章６節８項(2)「物資の調達、供給活動」	○第２編１章７節８項(2)「物資の調達、供給活動」
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
（略）	（略）
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」	○第２編１章７節４項「複合災害対策関係」
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」	○第２編１章７節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
10　防災関連機関等の防災訓練の実施	10　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価

修正前	修正後
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
11　災害復旧・復興への備え	11　復旧復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」	○第２編１章７節 11 項(2)「各種データの整備保全」
(2)　罹災証明書の発行体制の整備	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
○第２編１章６節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」	○第２編１章７節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」
(3)　復興事前準備の実施	(3)　復興事前準備の実施
○第２編１章６節 11 項(4)「復興事前準備の実施」	○第２編１章７節 11 項(4)「復興事前準備の実施」
(4)　復興対策の研究	(4)　復興対策の研究
○第２編１章６節 11 項(5)「復興対策の研究」	○第２編１章７節 11 項(5)「復興対策の研究」
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、必要に応じて、火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援するものとする。	○国〔防災庁〕は、必要に応じて、火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援するものとする。
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
○第２編３章「災害復旧・復興」	○第２編３章「復旧復興」
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」	○第２編３章１節「地域の復旧復興の基本方向の決定」
（略）	（略）
第４章　継続災害への対応方針	第４章　継続災害への対応方針
（略）	（略）

修正前	修正後
１　避難対策 （略） ○国〔内閣府、気象庁、消防庁、国土交通省〕は地方公共団体の行う警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 ２　安全確保対策 （略） ○国〔内閣府、国土交通省〕及び地方公共団体は、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。 ３　被災者の生活支援対策 ○国〔内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。	１　避難対策 （略） ○国〔防災庁、気象庁、消防庁、国土交通省〕は地方公共団体の行う警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 ２　安全確保対策 （略） ○国〔防災庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。 ３　被災者の生活支援対策 ○国〔防災庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

修正前	修正後
第７編　雪害対策編	第７編　雪害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　雪害に強い国づくり、まちづくり	第１節　雪害に強い国づくり、まちづくり
（略）	（略）
２　雪害に強いまちづくり	２　雪害に強いまちづくり
（略）	（略）
(2)　除雪体制等の整備	(2)　除雪体制等の整備
（略）	（略）
○国〔国土交通省、内閣府、消防庁等〕及び市町村（都道府県）等は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。	○国〔国土交通省、防災庁、消防庁等〕及び市町村（都道府県）等は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。
（略）	（略）
第２節　国民の防災活動の促進	第２節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及、徹底	１　防災思想の普及、徹底
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
（略）	（略）
２　防災知識の普及、訓練	２　防災知識の普及、訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」
（略）	（略）
(2)　防災訓練の実施、指導	(2)　防災訓練の実施、指導
○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施、指導」	○第２編１章４節２項(2)「防災訓練の実施、指導」
(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	(3)　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

修正前	修正後
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化
○第２編１章３節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」	○第２編１章４節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」
(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	(2)　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化
○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」	○第２編１章４節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」	○第２編１章４節３項(3)「企業防災の促進」
(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」	○第２編１章４節４項「災害教訓の伝承」
第３節　雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進	第３節　雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　雪害及び雪害対策に関する研究の推進	(1)　雪害及び雪害対策に関する研究の推進
○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」	○第２編１章５節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」	○第２編１章５節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」	○第２編１章５節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
（略）	（略）
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」

修正前	修正後
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
（略）	（略）
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
(7)　防災中枢機能等の確保、充実	(7)　防災中枢機能等の確保、充実
○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」	○第２編１章７節２項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」
３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係	３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
（略）	（略）
４　複合災害対策関係	４　複合災害対策関係
○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」	○第２編１章７節４項「複合災害対策関係」
５　救助・救急及び医療活動関係	５　救助・救急及び医療活動関係
○第２編１章６節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」	○第２編１章７節５項「救助・救急、医療及び消火活動関係」
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」

修正前	修正後
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　保健衛生活動関係	(3)　保健衛生活動関係
○第２編１章６節５項(3)「保健衛生活動関係」	○第２編１章７節５項(3)「保健衛生活動関係」
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
（略）	（略）
７　避難の受入れ及び情報提供活動関係	７　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　指定避難所等	(1)　指定避難所等
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所等」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所等」
(2)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(2)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」
(3)　応急仮設住宅等	(3)　応急仮設住宅等
○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」	○第２編１章７節７項(5)「応急仮設住宅等」
(4)　帰宅困難者対策	(4)　帰宅困難者対策
○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」	○第２編１章７節７項(6)「帰宅困難者対策」
(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
（略）	（略）
８　物資の備蓄、調達、供給活動関係	８　物資の備蓄、調達、供給活動関係
(1)　物資の備蓄	(1)　物資の備蓄
○第２編１章６節８項(1)「物資の備蓄」	○第２編１章７節８項(1)「物資の備蓄」
(2)　物資の調達、供給活動	(2)　物資の調達、供給活動
○第２編１章６節８項(2)「物資の調達、供給活動」	○第２編１章７節８項(2)「物資の調達、供給活動」
９　海外等からの支援の受入れ活動関係	９　海外等からの支援の受入れ活動関係

修正前	修正後
○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」	○第２編１章７節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
10　防災関連機関等の防災訓練の実施	10　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」	○第２編１章７節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
11　災害復旧・復興への備え	11　復旧復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」	○第２編１章７節 11 項(2)「各種データの整備保全」
(2)　罹災証明書の発行体制の整備	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
○第２編１章６節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」	○第２編１章７節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」
(3)　復興事前準備の実施	(3)　復興事前準備の実施
○第２編１章６節 11 項(4)「復興事前準備の実施」	○第２編１章７節 11 項(4)「復興事前準備の実施」
(4)　復興対策の研究	(4)　復興対策の研究
○第２編１章６節 11 項(5)「復興対策の研究」	○第２編１章７節 11 項(5)「復興対策の研究」
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
○第２編３章「災害復旧・復興」	○第２編３章「復旧復興」
（略）	（略）

修正前	修正後
第８編　海上災害対策編	第８編　海上災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
（略）	（略）
２　捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係	２　捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係
(1)　捜索、救助・救急活動関係	(1)　捜索、救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
○第２編１章６節５項(4)「消火活動関係」	○第２編１章７節５項(4)「消火活動関係」

修正前	修正後
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
（略）	（略）
５　関係者等への的確な情報伝達活動関係	５　関係者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
（略）	（略）
７　防災関係機関等の防災訓練の実施	７　防災関係機関等の防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　海上事故情報等の連絡	(1)　海上事故情報等の連絡
（略）	（略）
○海上保安庁は、大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、警察庁、防衛省、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○海上保安庁は、大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、防災庁、警察庁、防衛省、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）

修正前	修正後
第９編　航空災害対策編	第９編　航空災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
（略）	（略）
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
（略）	（略）
２　捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係	２　捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係
（略）	（略）
(2)　消火救難及び救助・救急、消火活動関係	(2)　消火救難及び救助・救急、消火活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
○第２編１章６節５項(4)「消火活動関係」	○第２編１章７節５項(4)「消火活動関係」
(3)　医療活動関係	(3)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係

修正前	修正後
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
４　関係者等への的確な情報伝達活動関係	４　関係者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
５　防災関係機関等の防災訓練の実施	５　防災関係機関等の防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　航空事故情報等の連絡	(1)　航空事故情報等の連絡
（略）	（略）
○国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、防災庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）

修正前	修正後
第 10 編　鉄道災害対策編	第 10 編　鉄道災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
（略）	（略）
２　救助・救急、医療及び消火活動関係	２　救助・救急、医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係

修正前	修正後
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
（略）	（略）
４　関係者等への的確な情報伝達活動関係	４　関係者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
５　防災関係機関等の防災訓練の実施	５　防災関係機関等の防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　鉄道事故情報等の連絡	(1)　鉄道事故情報等の連絡
（略）	（略）
○国土交通省は、大規模な鉄軌道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○国土交通省は、大規模な鉄軌道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、防災庁、警察庁、消防庁、防衛省等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

修正前	修正後
第 11 編　道路災害対策編	第 11 編　道路災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
２　救助・救急、医療及び消火活動関係	２　救助・救急、医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」

修正前	修正後
（略）	（略）
5　関係者等への的確な情報伝達活動関係	5　関係者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
6　防災関係機関等の防災訓練の実施	6　防災関係機関等の防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
7　施設、設備の応急復旧活動関係	7　施設、設備の応急復旧活動関係
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
8　災害復旧への備え	8　災害復旧への備え
○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」	○第２編１章７節 11 項(2)「各種データの整備保全」
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
1　災害情報の収集・連絡	1　災害情報の収集・連絡
(1)　事故情報等の連絡	(1)　事故情報等の連絡
（略）	（略）
○国土交通省は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省等、関係都道府県及び関係指定公共機関〔高速道路事業者等〕に行う。	○国土交通省は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、防災庁、警察庁、消防庁、防衛省等、関係都道府県及び関係指定公共機関〔高速道路事業者等〕に行う。
（略）	（略）

修正前	修正後
第 12 編　原子力災害対策編	第 12 編　原子力災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第２節　防災知識の普及	第２節　防災知識の普及
１　防災知識の普及	１　防災知識の普及
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」
（略）	（略）
２　要配慮者等への配慮	２　要配慮者等への配慮
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」	○第２編１章４節４項「災害教訓の伝承」
第３節　原子力防災に関する研究等の推進	第３節　原子力防災に関する研究等の推進
○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」	○第２編１章５節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
（略）	（略）
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」

修正前	修正後
（略）	（略）
(5)　職員の体制	(5)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
（略）	（略）
(6)　複合災害に備えた体制	(6)　複合災害に備えた体制
○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」	○第２編１章７節４項「複合災害対策関係」
（略）	（略）
(7)　防災関係機関相互の連携体制	(7)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
（略）	（略）
(8)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(8)　都道府県等と自衛隊との連携体制
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
（略）	（略）
(14)　公的機関等の業務継続性の確保	(14)　公的機関等の業務継続性の確保
○第２編１章６節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」	○第２編１章７節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」
２　避難の受入れ及び情報提供活動関係	２　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導及び屋内退避	(1)　避難誘導及び屋内退避
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」
（略）	（略）
(2)　指定緊急避難場所	(2)　指定緊急避難場所
○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」	○第２編１章７節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
(3)　指定避難所	(3)　指定避難所
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所」
（略）	（略）
(4)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(4)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

修正前	修正後
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」
(5)　周辺住民等への的確な情報伝達活動関係	(5)　周辺住民等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
（略）	（略）
４　救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係	４　救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
（略）	（略）
６　物資の備蓄、調達、供給活動関係	６　物資の備蓄、調達、供給活動関係
○第２編１章６節８項(1)「物資の備蓄」	○第２編１章７節８項(1)「物資の備蓄」
○第２編１章６節８項(2)「物資の調達、供給活動」	○第２編１章７節８項(2)「物資の調達、供給活動」
（略）	（略）
７　海外等からの支援の受入活動関係	７　海外等からの支援の受入活動関係
○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」	○第２編１章７節９項「海外等からの支援の受入活動関係」
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立
（略）	（略）
３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等	３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等
（略）	（略）
(2)　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡	(2)　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
（略）	（略）
○原子力規制委員会及び内閣府は、官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁、関係地方公共団体等との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受	○原子力規制委員会及び内閣府は、官邸〔内閣官房〕、防災庁、関係省庁、関係地方公共団体等との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受

修正前	修正後
けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。	けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
（略）	（略）
7　指定行政機関等の活動体制	7　指定行政機関等の活動体制
（略）	（略）
(2)　原子力緊急事態宣言発出後の対応	(2)　原子力緊急事態宣言発出後の対応
一　原子力災害対策本部の設置	一　原子力災害対策本部の設置
○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、政府本部が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災）、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。	○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、政府本部が設置されている場合には防災大臣、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。
（略）	（略）
第３章　災害復旧	第３章　災害復旧
（略）	（略）
第２節　原子力災害事後対策	第２節　原子力災害事後対策
（略）	（略）
○国〔厚生労働省〕は、原子力施設の復旧等作業や除染作業など被災地域の復旧・復興事業における労働災害、放射線障害の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	○国〔厚生労働省〕は、原子力施設の復旧等作業や除染作業など被災地域の復旧復興事業における労働災害、放射線障害の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
第４章　原子力艦の原子力災害	第４章　原子力艦の原子力災害
（略）	（略）
第１節　情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
４　政府の活動体制	４　政府の活動体制
（略）	（略）
(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制	(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに特定災害対策本部を設置するものとする。	○国〔防災庁〕は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに特定災害対策本部を設置するものとする。
○内閣府は、外務省、原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て、特定災害対策本部の事務局の任を担うものとする。	○防災庁は、外務省、原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て、特定災害対策本部の事務局の任を担うものとする。
(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○国〔防災庁〕は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
○内閣府は、外務省、原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て、非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。	○防災庁は、外務省、原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て、非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第 13 編　危険物等災害対策編	第 13 編　危険物等災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第２節　防災知識の普及、訓練	第２節　防災知識の普及、訓練
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
１　防災知識の普及	１　防災知識の普及
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」
○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するものとする。	○国〔防災庁等〕、公共機関、地方公共団体等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するものとする。
２　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮	２　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
第３節　危険物等災害及び防災に関する研究等の推進	第３節　危険物等災害及び防災に関する研究等の推進
○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」	○第２編１章５節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
（略）	（略）
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
（略）	（略）

修正前	修正後
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
２　救助・救急、医療及び消火活動関係	２　救助・救急、医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○第２編１章６節５項(4)「消火活動関係」	○第２編１章７節５項(4)「消火活動関係」
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
（略）	（略）
５　避難の受入れ及び情報提供活動関係	５　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」
(2)　指定避難所	(2)　指定避難所
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所」
(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」
(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
６　施設、設備の応急復旧活動関係	６　施設、設備の応急復旧活動関係

修正前	修正後
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
（略）	（略）
８　防災関係機関等の防災訓練の実施	８　防災関係機関等の防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立	１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
(1)　危険物等事故情報等の連絡	(1)　危険物等事故情報等の連絡
（略）	（略）
○危険物等の取扱規制担当省庁は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、環境省等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○危険物等の取扱規制担当省庁は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、防災庁、消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、環境省等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）

修正前	修正後
第 14 編　大規模な火事災害対策編	第 14 編　大規模な火事災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第３節　防災知識の普及、訓練	第３節　防災知識の普及、訓練
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
（略）	（略）
１　防災知識の普及	１　防災知識の普及
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」
○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。	○国〔防災庁等〕、公共機関、地方公共団体等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。
（略）	（略）
３　防災訓練の実施、指導	３　防災訓練の実施、指導
○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施、指導」	○第２編１章４節２項(2)「防災訓練の実施、指導」
４　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮	４　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
第４節　大規模な火事及び防災に関する研究等の推進	第４節　大規模な火事及び防災に関する研究等の推進
○第２編１章４節「災害及び防災に関する研究及び観測等の推進」	○第２編１章５節「災害及び防災に関する研究及び観測等の推進」
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

修正前	修正後
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
２　救助・救急、医療及び消火活動関係	２　救助・救急、医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○第２編１章６節５項(4)「消火活動関係」	○第２編１章７節５項(4)「消火活動関係」
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
４　避難の受入れ及び情報提供活動関係	４　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」
(2)　指定緊急避難場所	(2)　指定緊急避難場所
○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」	○第２編１章７節７項(2)「指定緊急避難場所」
（略）	（略）
(3)　指定避難所	(3)　指定避難所
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所」

修正前	修正後
(4)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(4)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」
(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
（略）	（略）
６　防災関係機関等の防災訓練の実施	６　防災関係機関等の防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
７　災害復旧への備え	７　災害復旧への備え
○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」	○第２編１章７節 11 項(2)「各種データの整備保全」
○第２編１章６節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」	○第２編１章７節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」
第３章　災害復旧・復興	第３章　復旧復興
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧復興の基本方向の決定
○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」	○第２編３章１節「地域の復旧復興の基本方向の決定」
（略）	（略）

修正前	修正後
第 15 編　林野火災対策編	第 15 編　林野火災対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第３節　防災活動の促進	第３節　防災活動の促進
○第２編１章３節１項「防災思想の普及、徹底」	○第２編１章４節１項「防災思想の普及、徹底」
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」	○第２編１章４節２項(1)「防災知識の普及」
（略）	（略）
(2)　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮	(2)　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮
○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」	○第２編１章４節２項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」
２　国民の防災活動の環境整備	２　国民の防災活動の環境整備
○第２編１章３節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」	○第２編１章４節３項(1)「消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化」
（略）	（略）
３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」	○第２編１章４節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」
第４節　林野火災及び防災に関する研究等の推進	第４節　林野火災及び防災に関する研究等の推進
○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」	○第２編１章５節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」
○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」	○第２編１章５節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」
（略）	（略）
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」	○第２編１章７節「迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧復興への備え」
（略）	（略）
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」	○第２編１章７節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理

修正前	修正後
○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」	○第２編１章７節２項(2)「情報の分析整理」
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」	○第２編１章７節２項(3)「通信手段の確保」
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」	○第２編１章７節２項(4)「職員の体制」
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」	○第２編１章７節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」
(6)　都道府県等と自衛隊の連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊の連携体制
○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」	○第２編１章７節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」
２　救助・救急、医療及び消火活動関係	２　救助・救急、医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」	○第２編１章７節５項(1)「救助・救急活動関係」
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」	○第２編１章７節５項(2)「医療活動関係」
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
○第２編１章６節５項(4)「消火活動関係」	○第２編１章７節５項(4)「消火活動関係」
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」	○第２編１章７節６項「緊急輸送活動関係」
４　避難の受入れ及び情報提供活動関係	４　避難の受入れ及び情報提供活動関係
○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」	○第２編１章７節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」	○第２編１章７節７項(1)「避難誘導」
(2)　指定避難所	(2)　指定避難所
○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」	○第２編１章７節７項(3)「指定避難所」
(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」	○第２編１章７節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」

修正前	修正後
(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」	○第２編１章７節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」
５　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	５　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」	○第２編１章７節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」
（略）	（略）
６　防災関係機関等の防災訓練の実施	６　防災関係機関等の防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」	○第２編１章７節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」
（略）	（略）

以上